

指定管理者制度を導入します

指定管理者制度の概要

これまで体育館や公園、ホールなどの「公の施設」は、その公共性から地方自治法により、管理する主体は市が公共的団体等に限定されていました。平成15年9月に地方自治法が改正になり、民間団体でも「公の施設」の管理ができるようになりました。指定管理者制度の導入(※2)は、民間の能力の活用により、住民サービスの向上と経費縮減を図ることが目的です。

「公の施設」とは?

「公の施設」とは、福祉増進を目的として、市民みなさんに利用してもらうために市が設置した施設の

ことです。例えば、体育館、公園、集会センター、福祉センター、公民館などです。

指定管理者制度を導入する

市が設置している「公の施設」の管理は、これまでは公共的な団体にしか管理委託ができませんでした。指定管理者制度では、民間企業をはじめNPOやボランティア団体、地域の自治会などが、議会の議決を経て指定管理者として「公の施設」の管理を行うことが可能です。

指定管理者制度では、管理を委託するのではなく、指定管理者が市に代わって管理を行う(代行する)という形に変わります。また、これまでは市以外には認められていなかった「使用の許可」という行政処分についても、指定管理者に委任することができま

従来の管理委託制度と指定管理者制度の相違点

	従来の管理委託制度	指定管理者制度
管理主体	●公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定	●民間の事業者、NPO法人、自治会、ボランティア団体なども含めてよりふさわしい施設の管理者を決めていきます。(個人不可)
権限と業務の範囲	●施設の設置者である市との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ●施設の管理権限、責任は設置者である市が担い、施設の使用許可権限は委託できない。	●施設の管理に関する権限を包括的に指定管理者に委任する。施設の使用許可も行うことができる。 ●市は、直接管理権限の行使はしないが、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じ指示を行う。指定管理者が指示に従わないときは、指定の取り消し、管理業務の停止を命ずることができる。
条例で規定する内容	●管理委託させること	●指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲その他必要な事項
契約	●委託契約	●協定 ●指定管理者の指定(=行政処分)は、地方自治法上の契約に該当しないため、同法に規定する入札の対象とならない。

雲南市では

この法改正によって、従来「管理委託」制度で公共的団体が管理していた施設は、遅くとも平成18年9月1日までに、指定管理者制度にするか、直営の管理にするか決定しなければならなくなりました。そのため、従来の「管理委託」制度はなくなりません。市では、「公の施設」について現況調査を行い、設置目的、運営主体・方法、利用状況などの点検・評価により今後の方向性を明らかにするとともに、指定管理者制度の導入についても、運用指針を定め、市として統一的な対応を進めていくこととしています。



7月8日 「家族会員の交流を深め、活動の輪を広げよう」

雲南市精神障害者家族会設立

チエリヴァホールで「雲南市精神障害者家族会」設立総会が、社団法人島根県精神福祉会連合会辻豊会長や行政関係者、家族会会員など約80名が出席して盛大に開催されました。

はじめに、設立に向けてこれまでまじめ役を担ってきた設立準備委員会代表の青山友行さん(木次町家族会)から「合併前の雲南市には5つの家族会組織があり、それぞれに活動してきましたが、合併を機に統合して組織の強化を図り、活動の輪を広げよう」とあいさつがありました。

その後の会議では、今年度の事業計画や予算について協議が行われ、次の活動目標に向けて積極的に取り組むことが決定されました。

- 家族会員同士の交流と組織の強化をめざす
- 当事者の社会復帰を支援するための活動を行う
- 地域の理解を深めるための啓発活動を行う
- 新規加入会員増につながる活動を行う

☆家族会のお申し込み・お問い合わせ(事務局)☆

お気軽にご相談ください

- 【大東支部】 ほたるの会 (大東町大東1038) ☎0854-43-6142
- 【加茂支部】 はなみずきの会 (加茂町宇治328) ☎0854-49-8612
- 【木次支部】 さくらんぼ会 (木次町新市3) ☎0854-40-1083
- 【三刀屋支部】 三和会 (三刀屋町三刀屋1212-3) ☎0854-45-9501
- 【掛合・吉田支部】 まつばの会 (掛合町掛合1310) ☎0854-62-0727



雲南市食生活改善推進協議会設立

7月22日 「私たちの健康は 私たちの手で」

雲南市食生活改善推進協議会と雲南市精神障害者家族会がそれぞれ設立されました。今回は、その設立総会の様子を紹介します。



「健康は私たちの手で」を合言葉に、自分の、家族の、地域の、食生活改善をめざして活動をしているグループで、新しい協議会は、322名の推進員で構成されています。

設立総会では、島根県食生活改善推進協議会の光永米子会長など多くの来賓を迎え行われ、参加者は、「食生活を通じた健康づくりの輪を市全体に広げよう」と決意を新たにしました。

また当日は、島根県立女子短期大学名誉教授藤岡大拙先生を講師に迎え「楽しい出雲弁」と題した記念講演もありました。

同協議会では、今後も各支部において様々な学習会や交流会などの活動を行う予定です。



町村合併に伴う「雲南市食生活改善推進協議会」の設立総会がチエリヴァホールで開催され、行政関係者や旧6町村の推進員など約120名が参加しました。食生活改善推進員は「私たち